

大蔵村道路台帳電子化業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年4月23日

告示第83号

1 目的

本要領は、大蔵村道路台帳電子化業務委託に伴う公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）において規定する最優秀者、優秀者の各1者の選定を実施する上で、必要な審査方法、評価項目を定めるものである。

2 審査方法等

審査については二段階審査とし、以下のとおりとする。

(1) 第一次審査（事務局審査）

実施要領に基づき提案された参加申込書等をもとに、事務局により客観的に審査、評点を行う。

(2) 第二次審査（企画提案・プレゼンテーション）

実施要領に基づき提案された企画提案書等をもとに、プレゼンテーション・デモンストレーションを実施し主観的に審査する。評点は各審査委員による評価点の平均値とする。

(3) 審査評価項目等

評価点は別紙「事業者選定基準」のとおりとし、第一次審査及び第二次審査の評点を合計する。

プレゼンテーション・デモンストレーションについては、提案内容の理解を深めるとともに、システムの操作性や汎用性、サポート体制など総合的な力量を審査する。最優秀者・優秀者の決定は、すべての提案者のヒアリングを終了した後に、委員間でヒアリングの内容を含めて各提案についての意見交換を行い、ふさわしい者を選定理由を付して決定する。

3 この要領は、令和8年4月23日から施行する。